

佐賀県告示第 226 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 51 条の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和 3 年 7 月 13 日

佐賀県知事 山口祥義

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|----------|-----------------|----------------|
| 松尾歯科矯正歯科 | 武雄市武雄町昭和 4 ー 11 | 令和元年 11 月 10 日 |